

茂原市デジタル・トランスフォーメーション推進本部設置要綱を次のように定める。

令和3年8月18日

茂原市長 田中豊彦

茂原市訓令甲第32号

茂原市デジタル・トランスフォーメーション推進本部設置要綱

(設置)

第1条 本市におけるデジタル・トランスフォーメーション（以下「DX」という。）を推進し、デジタル技術の活用による市民等の利便性向上及び庁内の業務効率化を図るため、茂原市デジタル・トランスフォーメーション推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) DXに係る基本的かつ総合的な施策の推進に関すること。
- (2) DXに係る施策の総合調整に関すること。
- (3) その他行政及び地域のDX推進に必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、別表第1に掲げる職にある者（以下「本部員」という。）をもって組織する。

2 本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は副市長の職にある者、副本部長は総務部長の職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、DXに関する最高情報統括責任者（以下「CIO」という。）として本部を総括し、これを代表する。

2 副本部長は、C I Oを補佐するネットワーク管理者として、本部長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させることができる。

(幹事会)

第6条 本部に指示された事項及び本部に付議すべき事項について調査、検討及び調整するため、本部に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表第2に掲げる者(以下「幹事」という。)をもって組織する。

3 幹事会に幹事長を置き、総務部次長(総務部次長が置かれていないときは、本部長が指名した者)をもって充てる。

4 幹事会は、幹事長が招集し、主宰する。

5 幹事長は、必要に応じ幹事以外の者を会議に出席させることができる。

(部会)

第7条 D Xの特定部門を調査研究するため、幹事会に部会を置くことができる。

2 部会は、幹事長が別に定める課に属する係長(その相当職を含む。)以上の者をもって構成する。ただし、協議事項の内容により他の課に属する者を構成員とすることができる。

3 部会は、総務課長が招集し、会議を主宰する。

4 部会において必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 本部の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公示の日から施行する。

(茂原市 I T 推進庁内連絡会設置要綱の廃止)

2 茂原市 I T 推進庁内連絡会設置要綱(平成13年茂原市訓令甲第8号)は、廃止する。

別表第1(第3条第1項)

| |
|---|
| 副市長 理事 総務部長 企画財政部長 市民部長 福祉部長 経済環境部長 都市建設部長 教育部長 議会事務局長 その他本部長が必要と認めた者 |
|---|

別表第2(第6条第2項)

| |
|---|
| 総務部次長 企画財政部次長 市民部次長 福祉部次長 経済環境部次長 都市建設部次長 教育部次長 総務課長 職員課長 企画政策課長 財政課長 生活課長 社会福祉課長 農政課長 土木建設課長 教育総務課長 本納支所長 その他幹事長が必要と認めた者 |
|---|